

○農林水産委員会

内閣提出法律案(十一件)

番号	件		名		衆院議先	月日	提出	付委員会	参議院
	8	松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案	18	農林漁業信用基金法案					
75 法律案 昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案	61 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案	60 食糧管理法の一部を改正する法律案	20 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案	19 森林法の一部を改正する等の法律案	" 三、三	" 二、二	" 二、二	(予) 二、二	衆議院
" 三、三	" 三、三	" 二、二	" 二、二	" 二、二	(予) 二、二	(予) 二、二	(予) 二、二	可議委員会 大三、三、三	議員会
(予) 二、二	(予) 二、二	(予) 二、二	五、三	五、三	(予) 二、二	(予) 二、二	(予) 二、二	可議委員会 大三、三、三	議員会
可 五、三 決			可 五、六 決	可 五、七 決	可 三、七	可 五、三 決	可 大三、三、七 決	可議本會 大三、三、七 決	議本會
可 五、五 決			可 五、七 決	可 三、七	可 五、五 決	可 五、五 決	可 大三、三、七 決	可議本會 大三、三、七 決	議本會
三、三	五、九	五、九	二、六	二、三	二、三	二、三	二、二、四	付委員会 大三、三、四	衆議院
修 正五	継 続 審 查	継 続 審 查	可 五、五 決	可 三、五 決	可 五、八 決	可 五、八 決	可 大三、三、四 決	議委員会 大三、三、四 決	議員会
修 正十			可 五、七 決	可 三、七 決	可 五、七 決	可 五、七 決	可 大三、三、五 決	議本會 大三、三、五 決	議本會
								備考	

番号	件名	
	提出者	提出日
1 本邦漁業者の漁業生産活動の確保 に関する法律案	安井吉典君 (六、二、三、五)	外 十六 名
	付月日 六、五、〇	予備送
	出月日 六、五、〇	本院へ提
	付委員会 (予)	参議院
	議委員決会	議本院
	付委員会	衆議院
続 統 審 查	議委員決会 議本院 決議	備考

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名			
院議先	月提出日	付委員託会	参議院	
78 森林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案	" 参 院議先	" 月提出日	" 付委員託会	" 参議院
79 森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案	衆 院議先	三、三、五 月提出日	三、三、五 付委員託会	三、三、五 参議院
100 森林法の一部を改正する法律案	衆 院議先	三、三、五 月提出日	三、三、五 付委員託会	三、三、五 参議院
	" 参 院議先	" 月提出日	" 付委員託会	" 参議院
	三、三、七 月提出日	三、三、七 付委員託会	三、三、七 参議院	三、三、七 付委員託会
	(予) 可 決 五、五 月、六	(予) 可 決 五、七 五、七	(予) 可 決 五、三 五、三	(予) 可 決 五、三 五、三
	可 決 五、七 五、七	可 決 五、七 五、七	可 決 五、三 五、三	可 決 五、三 五、三
	五、五 月、五	三、三 五、五	(予) 可 決 五、五 五、五	可 決 五、五 五、五
	可 決 五、五 五、五	可 決 五、三 五、三	可 決 五、五 五、五	可 決 五、五 五、五
	可 決 五、〇 五、〇	可 決 五、三 五、三	可 決 五、五 五、五	可 決 五、五 五、五
				備考

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第八号）

要旨

本法律案は、松くい虫被害が依然として発生し、地域によつてはその被害が拡大傾向にある等の状況にかんがみ、その被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進するため、本年三月三十一日に失効する現行法を延長するとともに、被害の実態に応じた効果的な対策を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の定義の変更
都道府県実施計画に基づき、農林水産大臣または都道府県知事が命令等により防除を行う対象である高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の範囲を、防除の重点的かつ効果的実施のため、保安林等特に保護すべき松林に限定することとする。

二、特別伐倒駆除を命令することができる要件の変更

農林水産大臣または都道府県知事は、必要があると認めることは、松林の被害の程度にかかわらず、高度公益機

能松林または被害拡大防止松林につき、特別伐倒駆除を命ずることができるものとすること。

三、駆除命令に代えて行う伐倒駆除

1 都道府県知事は、高度公益機能松林または被害拡大防止松林につき、駆除命令による手続を執るいとまのない場合であつて、特に必要があると認めるときは、駆除命令に代えて伐倒駆除（緊急伐倒駆除）を行うことができるものとすること。

2 緊急伐倒駆除は、都道府県実施計画において定める期間内でなければ行つてはならないものとすること。
3 緊急伐倒駆除について、事前の公表、不服の申し出、事後の通知等に関する規定を設けるものとすること。

四、他の樹種等からなる森林への転換

都道府県知事は、必要があるときは、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林につき、樹種転換を特に促進すべき松林を公表することができるものとともに、施業等に関し助言及び指導を行うよう努めるものとすること。

五、その他

法律の失効期限を昭和六十七年三月三十一日に改める

ものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました兩法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、松くい虫被害対策特別措置法改正案は、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進するため、本年三月三十一日に失効する現行法をさらに五年間延長するとともに、被害の実態に応じた効果的な対策を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、前回の法改正による成果、松くい虫の被害発生の経緯、松が激甚な被害を受ける理由、松くい虫に対する研究開発状況、薬剤の空中散布に対する対応と安全性、自然環境及び生活環境の調査状況、被害終息の見通しと決意等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

に基づき、内閣の意見を徴しましたところ、加藤農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。続いて、討論に入りましたところ、別に発言もなく、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

次に、森林法の改正等の法律案は、国の財政の状況を踏まえつつ森林法の保安施設事業及び漁港法の漁港修築事業の事業量を確保し、事業の一層の推進を図るため、国の補助金等に関する臨時特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、今回の措置の基本的な考え方、六十一年度措置の際の附帯決議等との整合性、措置対象となる補助金等の選択基準、農林水産関係各種基盤整備事業の現状、補助・負担率引き下げによる公共事業量拡大の効果、高率補助率に係る事業の位置づけ、地方財政への影響及びその対策、今後の補助・負担率のあり方等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願いた

いと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稻村理事より反対である旨の、自由民主党を代表して宮島理事より賛成である旨の、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨のそれぞれ発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目にわたる附帯決議を多数をもつて行いました。

以上、御報告いたします。

農林漁業信用基金法案（閣法第一八号）

要旨

本法律案は、特殊法人等の整理合理化を図るため、農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の業務を統合して農林漁業信用基金を設立しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、農林漁業信用基金は、農林漁業経営等に必要な資金につき債務保証及び債務保証についての保険等の事業を行

うことにより、これら資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業の健全な発展に資することを目的としている。また、あわせて漁業共済団体が行う共済金等の支払いに必要な資金の貸し付け等の業務を行うことを目的としている。

二、農林漁業信用基金の資本金については、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する金額の合計額とし、農林漁業信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けてその資本金を増加することができる」としている。

三、農林漁業信用基金の役員については、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事一人並びに非常勤の理事十五人以内及び監事三人以内を置くこととしている。

四、農林漁業信用基金の業務の適正な運営を期するため、政府以外の出資者及び農林漁業信用基金の業務に関し学識経験を有する者五十人以内で構成する運営審議会を置くこととしている。

五、農林漁業信用基金の財務及び会計については、農業、林業及び漁業の各業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとしている。

六、この法律は、公布の日から施行するものとしている。

委員長報告

一一〇ページ参照

森林法の一部を改正する等の法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、森林法の保安施設事業及び漁港法の漁港修築事業の事業費を確保し事業の一層の推進を図るため、昭和六十二年度及び昭和六十三年度における特例措置として、二分の一を超える国の負担または補助の割合の引き下げを行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、森林法の一部改正

森林法の保安施設事業における都道府県の負担の割合を三分の一以内から十分の四・五以内とすること等。

二、漁港法の一部改正

漁港法の漁港修築事業における国の負担割合を百分の七十から百分の五十七・五とすること等。

三、地方公共団体に対する財政金融上の措置

この引き下げ措置の対象となる事業に係る地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする」と。

四、施行期日

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること。

委員長報告

一一六ページ参照

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ
政府は、昭和六十八年度までとされる改善期間において

て、国有林野のうち公益的機能が高い森林における松くい虫の駆除その他の森林保全に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）に繰り入れができるものとする。

二、借入金の償還金に係る借入金等

1 事業勘定においては、改善期間において、借入金で政令で定めるものの償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができるものとする。

2 政府は、改善期間において、1による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰入金をすることができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、国有林野事業改善特別措置法改正案は、国有林野事業の経営改善を推進するため、一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ等の措置を講じようとするものであります。

また、森林法改正案は、違憲無効判決のあつた共有林分割請求の制限に関する規定を削除しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局しましたところ、国有林野事業改善特別措置法改正案について、日本社会党・護憲共同を代表して稻村理事より、また、日本共産党を代表して諫山委員より、それぞれ修正案が提出されました。両修正案とも予算を伴うものでありましたので、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取しましたところ、両修正案とともに反対である旨の発言がありました。

続いて、国有林野事業改善特別措置法改正案及び両修正案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して菅野委員より、原案に反対し、稻村理事提出

の修正案に賛成する旨の、また、日本共産党を代表して下田委員より、原案に反対し、稻村理事提出の修正案に賛成し得る旨の発言が、それぞれありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、諫山委員提出の修正案及び稻村理事提出の修正案は、それぞれ賛成少数をもつて否決され、国有林野事業改善特別措置法改正案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を行いました。

次いで、森林法改正案について、討論に入りましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、集落地域整備法案は、集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進しようとするものであります。

委員会における質疑の内容は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合法の年金について、厚生年金及び国民年金における措置に準じ、昭和六年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容としている。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十二年四月一日」から「公布の日」に改める修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案は、昭和六十

二年度における年金の額について、昭和六十一年の消費者物価上昇率を基準として、引き上げを行おうとするものであります。

委員会における質疑の内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業信用基金法案は、農林漁業関係信用補完三法人を統合し、農林漁業信用基金を設立しようとするものであります。

委員会における質疑の内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨の発言がありました。

討論を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は、

賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営を改善するため農林漁業金融公庫が貸し付ける造林資金の償還期限を四十五年以内から五十五年以内に、据置期間を二十五年以内から三十五年以内に、それぞれ十年間延長することを内容としている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、林業等振興資金通暫定措置法改正案は、農林漁業金融公庫の造林資金の償還期限及び据置期間を延長しようとするものであります。

また、森林組合法及び森林組合合併助成法改正案は、森林組合制度の改善強化を図るための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、

質疑を行いましたが、その内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑終局の後、別に討論もなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、森林組合法及び森林組合合併助成法改正案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案 (閣法第七九号)

要旨

本法律案は、森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合制度の改善強化を図るため、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大を図るとともに、森林組合による森林施業の共同化の推進、森林組合の合併の促進等のための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、森林組合法の一部改正

1 森林組合の事業範囲の拡大等

(1) 林業に必要な資金のほか、組合員の行うその他の事業またはその生活に必要な資金の貸し付けを行うことができるものとする。

(2) 林業に必要な物資のほか、組合員の行うその他の事業またはその生活に必要な物資の供給を行うことができるものとする。

ができるものとする。

(3) 組合員の生産する林産物の加工、販売等の事業に、当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設または売り渡しを含めるものとする。

(4) 組合員の労働力を利用して行う林産物等の加工に関する施設に、食用きのこ等の生産を含めるものとする。

2 信託事業制度の改善

森林組合は、信託に係る事務のうち農林水産省令で定める從たる事務について、信託契約に定める範囲内において他の者に委託して処理させることができるものとする。

3 共同施業規程制度の創設

森林組合は、一体として整備することが相当と認め

られる森林の整備を促進するため、組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程を定めることができるものとともに、当該規程の規定事項、効力等に関し所要の規定を設けることとする。

4 準組合員資格の拡大

森林組合または森林組合及び森林所有者が主たる構成員または出資者となつてゐる団体は、森林組合の準組合員となることができるものとする。

5 総代会の議決事項の追加

組合の解散または合併は、総代会において議決し、かつ、総組合員の半数以上の投票において三分の一以上の賛成を得ることによつても、これを行うことができるものとする。

6 森林組合連合会の事業範囲の拡大等

- (1) 所属員の委託を受けて、森林の施業または経営を行ふことができるものとする。
- (2) 所属員の生産する林産物の加工、販売等の事業に、当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設または売り渡しを含めるものとする。
- (3) 所属員の労働力を利用して行う林産物等の加工に

関する施設に、食用きのこ等の生産を含めるものとする。

(4) 資金の貸し付けを行う森林組合連合会は、国または地方公共団体に対して会員の負担する債務を保証することができるものとする。

二、森林組合合併助成法の一部改正

合併しようとする森林組合が、その合併及び事業經營計画について都道府県知事の認定を求めることができる期限を、昭和六十七年三月三十一日までとする。

三、その他

合併及び事業經營計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例措置を設けることとする。

委員長報告

一一一ページ参照

集落地域整備法案（閣法第八九号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

土地利用の状況からみて良好な當農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もつてその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。

二、集落地域整備基本方針

都道府県知事は、集落及びその周辺の地域で一定の要件に該当するもの（以下「集落地域」という。）について、その整備または保全に関する基本方針を定めるものとする。

三、集落地区計画

市町村は、集落地域について、当該地域の特性にふさわしい整備または保全を行う必要がある場合には、都市計画に集落地区計画を定めることができるものとする。

四、集落地区計画の区域内における行為の届け出等

集落地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築等の一定の行為を行おうとする者は、行為の種類、場所等の事項を市町村長に届け出なければならぬものとする。

五、集落農業振興地域整備計画

市町村は、農業振興地域整備計画を達成するとともに、集落地域について、その特性にふさわしい農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要があると認められる場合には、集落農業振興地域整備計画を定めることができるものとする。

六、集落地域における農用地の保全等に関する協定

集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地の所有者等は、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができるものとする。

七、農用地区域設定の特例

協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域として定めるべきことを要請することができるものとともに、要請に基づき農用地区域を定め

る場合には、一定の手続を省略することができるものとする。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第一〇〇号）

八、交換分合

市町村は、集落農業振興地域整備計画の区域内にある土地の農業上の効率的な利用の確保、協定の締結等を促進するため、特に必要があると認められる場合には、都道府県知事の認可を受けて、協定区域内にある農用地を含む集落農業振興地域整備計画の区域内にある一定の農用地に関し交換分合を行うことができるものとする。

九、その他

建築基準法、農地法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、建設省設置法等について所要の改正を行ふものとする。

委員長報告

一一九ページ参照

要旨

本法律案は、森林法第百八十六条の共有林の分割請求の制限に関する規定につき、最高裁判所において違憲無効の判決が行われたことにかんがみ、当該規定を削除しようとするものである。

委員長報告

一一九ページ参照